

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現行
<p>府令第2条（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）関係 2-2 監査証明をしようとする連結財務諸表に係る連結会計年度の各期首、<u>中間連結財務諸表</u>に係る中間連結会計期間の各期首及び<u>四半期連結財務諸表</u>に係る<u>四半期連結会計期間の各期首</u>において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを被監査会社が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、府令第2条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p>	<p>府令第2条（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）関係 2-2 監査証明をしようとする連結財務諸表に係る連結会計年度の各期首及び<u>中間連結財務諸表</u>に係る中間連結会計期間の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを被監査会社が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、府令第2条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p>
<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係 4-1 監査法人が作成する監査報告書、<u>中間監査報告書又は四半期レビュー報告書</u>に係る府令第4条第1項第1号ホ、<u>第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」</u>には、当該監査、<u>中間監査又は四半期レビューに係る業務</u>を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。 4-2 府令第4条第1項第1号ホ、<u>第2号ホ及び第3号ホ</u>に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和49年大蔵省令第58号）第8条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。 4-3 府令第4条第4項各号及び第8項各号に規定する意見並びに同条第12項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「<u>中間監査基準</u>」にいう意見又は「<u>四半期レビュー基準</u>」にいう結論をいうものであることに留意する。 4-4 府令第4条第5項、<u>第9項及び第13項</u>に規定する事項は、「監査基準」、<u>「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」</u>にいう追記情報の記載であることに留意する。</p>	<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係 4-1 監査法人が作成する監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>に係る府令第4条第1項第1号ホ及び第2号ホに掲げる「明示すべき利害関係」には、当該監査又は<u>中間監査に係る業務</u>を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。 4-2 府令第4条第1項第1号ホ及び<u>第2号ホ</u>に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和49年大蔵省令第58号）第8条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。 4-3 府令第4条第4項各号及び第8項各号に規定する意見は、「監査基準」又は「<u>中間監査基準</u>」にいう意見をいうものであることに留意する。 4-4 府令第4条第5項及び第9項に規定する事項は、「監査基準」又は「<u>中間監査基準</u>」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p>
<p>府令第5条（監査概要書等の提出）関係 5-1 府令第5条の規定により提出する監査概要書、<u>中間監査概要書、四半期レビュー概要書並びにファンド及び信託財産に係る監査等概要書</u>（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社に係る監査概要書等をその提出期限ごとに一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社の監査概要書を編綴して、公認会計士又は監査法人の印を監査概要書等の表紙にのみ押印して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。 5-3 第1号様式記載上の注意(4) bの規定による備考欄の記載においては、監査又は証明業務としては、例えば、<u>金融商品取引法監査、中間監査及び四半期</u></p>	<p>府令第5条（監査概要書等の提出）関係 5-1 府令第5条の規定により提出する監査概要書、<u>中間監査概要書並びにファンド及び信託財産に係る監査等概要書</u>（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社に係る監査概要書等をその提出期限ごとに一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社の監査概要書を編綴して、公認会計士又は監査法人の印を監査概要書等の表紙にのみ押印して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。 5-3 第1号様式記載上の注意(4) bの規定による備考欄の記載においては、監査又は証明業務としては、例えば、<u>証券取引法監査及び中間監査、商法特例法</u></p>

レビュー、会社法監査、金融商品取引所の規則による意見表明業務などを記載し、その他の業務としては、監査又は証明業務以外の業務で、監査業務と同時に行うことができる業務を記載することになることに留意する。なお、備考欄に記載する業務が多数である場合には、注を付す等により当該記載事項を欄外に記載することができるものとする。

5-7 第3号様式は、ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査について記載する様式であり、ファンドの委託会社及び信託財産の受託者に係る財務諸表等の監査若しくは四半期レビュー又は投資法人に係る財務諸表等の監査若しくは四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、第1号様式、第2号様式又は第4号様式によることに留意する。

(削除)

監査、証券取引所の規則による意見表明業務などを記載し、その他の業務としては、監査又は証明業務以外の業務で、監査業務と同時に行うことができる業務を記載することになることに留意する。なお、備考欄に記載する業務が多数である場合には、注を付す等により当該記載事項を欄外に記載することができるものとする。

5-7 第3号様式は、ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査について記載する様式であり、ファンドの委託会社及び信託財産の受託者に係る財務諸表等の監査又は投資法人に係る財務諸表等の監査に関する監査概要書又は中間監査概要書は、第1号様式又は第2号様式によることに留意する。

附則関係

財務諸表等の監査証明に関する省令の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第25号）附則第4項の規定により、府令第5条第2項の規定の適用を受けない場合の監査概要書及び中間監査概要書の様式については、従前の「財務諸表等の監査証明に関する省令取扱通達」における様式を使用するものとする。